

素案意見募集（R8.1.13～R8.1.26）
瑞穂町住宅マスタープラン（素案）に対する意見と町の考え

No	意見・修正案	町の考え・対応
1	私の身近での話ですが、ザ・モールがなくなってしまったことにより、免許を返納している高齢者が買い物に困り、瑞穂町を出る選択をした人がいます。 せめてモノレールが出来ていればと思うばかりです。スーパーが近くにないと、免許の返納を先延ばしにして運転を続けている人が多いのではないかと思います。 私の祖父も75を超えています。スーパーに行く手段がなくなるからと免許の返納をしてくれませんか、私も言い返すことができません。 持ち家なので引越すことも難しいため、モール付近にスーパーが欲しいです。 このような意見を書く場所が間違っておりましたら申し訳ございません。	商業施設の配置について貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 町では「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、地域特性をふまえた効率的かつ持続可能な都市経営を可能とするため集約型都市構造の形成を推進しています。 ご指摘の商業施設につきましては、この方針のもと以下のように整理しています。 ・大規模小売店（1,000㎡以上）：都市機能誘導施設に位置付け、箱根ヶ崎駅周辺や殿ヶ谷区画整理事業区域周辺への立地を誘導しています。 ・小中規模小売店（1,000㎡未満）：都市機能誘導施設の対象外であり、特定の場所への誘導は行っていません。 お住まいの場所によっては、徒歩圏内にスーパーなどがなく、ご不便をおかけしていることと存じます。 その際には、コミュニティバスや70歳以上の方などを対象としたデマンド交通「チョイソコみずほまち」といった公共交通機関を、ぜひご活用ください。 町としても、皆様の移動手段がさらに便利になるよう、引き続き公共交通の充実につとめてまいります。
2	西平地区の市街地形成について 「西平地区での新たなまちづくり」に以下の内容を取り入れていただきたく意見を申し上げます。 以下 西平地区の市街地形成に岩蔵街道両側沿線も計画に加えていただきたくお願い申し上げます。 岩蔵街道旧青梅街道起点～国道16号までの岩蔵街道沿線の農業振興地域除外を是非承認していただき駅西地区の市街地供給に提供することを計画していただきたい。 何故なら、岩蔵街道沿線奥行き50メートル迄は市街地となっているのにその先は農業振興地域と区分されていて一所有者が手前の市街地と奥に農業振興地域の両方を所有する形になっており、道路側に住居を置き奥に農業振興地域である畑地が控えています。 このような畑地は集約農業にも適さないため、極端に言えば負の遺産となっていく心配もあります。 岩蔵街道は今や国道16号や青梅インターにアクセスする幹線道路となっており、沿線の市街化を計る意味は充分にあるはずです。 将来を見越して国道16号の内側、岩蔵街道沿線の農業振興地域除外申請を受理していただき駅西地区の市街地形成に有効利用していただくようお願い申し上げます。 追記） 瑞穂町は近隣の自治体に比べ農業振興地域の面積比率が高いです。 町民の中には農地法と言うがんじがらめの法律より動きのとれない方が大勢いるはずで。 住みやすい開けた住環境を創造していただくために農地法に対する柔軟な政策を切に望みます。	西平地区での新たなまちづくりについて貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 西平地区は、都市計画マスタープランでも、市街化調整区域から市街化区域への編入をめざしている重要な地区として位置づけられています。 ご指摘のとおり、農業振興地域に該当する区域を市街地として開発するには、まず農業振興地域を除外する手続が必要です。 これには、除外後の土地をどのように活用するかという計画をはじめ、関係機関との協議、財政措置など地域全体を見通した慎重なまちづくりがもとめられます。 お寄せいただいたご意見は、今後のまちづくりの全体構想を策定する上での参考とさせていただきます。